

【その他個人】 2件

(34/男性) コンサルタント

案によれば、外為売買、為替フォワード、通貨オプション等は含まれないようですが、スワップその他まで含まれていることとの整合性は？
クレジットデリバティブについては、銀行と行えば保護下にあつて証券会社とでは保護されないのも不自然ではないでしょうか（証取法第34条第4項による承認業務も含むべきでは）？
投資顧問業法上の認可投資顧問業者は、販売業者にも特定顧客にも含まれないように読めますがそれでよいのでしょうか
非居住者顧客に対する特定顧客への該当の有無は不明確ではないでしょうか。

(41/男性) 信用金庫職員

説明義務についてお尋ねします。

対面販売なら可能なことでも、ATMやインターネット、iモードとなれば対面とは同等にいかないと考えます。
とりわけ、ATMは後ろに順番待ち行列ができますので、長い時間説明を読むような操作はできないでしょう。
また、iモード画面の制約上、多量の説明文を表示するには不向きです。

電子商取引を推進しようとする動きがでてきている中、水を差すような結果をまねかないよう十分な検討をしてください。

よく専門家や学識経験者の意見を聞き、作られら法律だと聞くことがあります。でも、「現場」は一般市民とその一般市民が職業として金融機関に勤めているだけのことです。

現場（一般市民）が理解でき、一般市民である金融機関に勤める者が実行できる内容にしてください。

顧客の知識レベルに応じた対応も必要であるようですが、通常の説明でわからない方にはどこまで義務があるのでしょうか？
顧客の権利として、わかるまで説明しろといわれても、ほかのお客様も待たせるわけですから特定の顧客だけに多くに時間を費やすことはできません。

「顧客の自己責任」についても、法律に含める必要があるのではないのでしょうか。
以上